

教 育 委 員 会 行 政 評 価
結 果 報 告 書

平成 2 1 年 2 月

鹿屋市教育委員会

目 次

I	教育委員会行政評価制度の概要	
1	実施の理由	1
2	鹿屋市教育委員会行政評価の取組方針	1
3	今回の評価範囲	2
II	評価に関する取組の経緯	3
III	評価結果	4
IV	資 料	
1	鹿屋市教育委員会行政評価実施要領	2 1
2	鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要領	2 3

I 教育委員会行政評価制度の概要

1 実施の理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（法第 27 条）により、教育委員会に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施が義務付けられた。また、評価の実施に当たっては評価の客観性・透明性を確保するために外部評価の導入（法律では、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」と表現）も義務づけられたため。

（参考）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条 3 項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。)を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（H20.4.1 施行）

2 鹿屋市教育委員会行政評価の取組方針

1) 評価に当たっての基本姿勢

- ① 鹿屋市が本年度から試行している行政評価システムとリンクして実施する。
- ② 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価（前年度評価）を基本とする。
- ③ 評価の客観性、透明性を確保するため、外部評価を導入する。
- ④ 評価の対象・方法等は、毎年見直しを行い評価の精度を上げていく。

2) 評価の対象

鹿屋市総合計画に掲げられた施策及び事務事業のうち、教育委員会が所管する施策及び当該具体施策を構成する事務事業とする。（初年度である H20 年度は、5 月に実施した自己評価の項目のなかから教育委員会事務局で協議し選定する。）

3) 評価の種類

教育委員会で実施する行政評価の種類は、次の 2 種類とする。

- ① 施策評価 → 具体施策を効率的・効果的に実施するために具体施策の目的と目標を明確にし、評価を行うことで、事務事業の選択及び優先順位付けを行うことをいう。
- ② 事務事業評価 → 事務事業の目的と目標を明確にし、成果を検証し、改善を行うことで、計画及び予算に反映させることをいう。

（H20 年度は、事務事業評価から選定するため、事務事業評価のみ）

4) 評価の方法・手順

評価は、事務局による自己評価（1次評価）→外部委員による評価→教育委員会による検討・調整及び報告書の作成を経て、議会への提出及び市民への公表を行う。

5) 評価の時期

鹿屋市の行政評価の流れに準じて実施すること、年度内に議会に提出すること、行政評価の目的の1つであるPDCAサイクルによる事務改善、予算への反映等から考慮すると下記のとおり日程となる。

	H20年度	H21年度以降
① 1次評価（各課による自己評価）	→ 5月実施済み	6～7月
② 外部委員による評価	→ 1月	8月
③ 教育委員会による評価検討	→ 2月	9月
④ 議会への提出、市民への公表	→ 3月	9月

6) 制度の整備

・評価を実施するに当たって、要綱・要領等を内部規程として整備する。

(p21「IV資料 1、2」参照)

3 今回の評価範囲

鹿屋市では本年度から「鹿屋市総合計画」(H19年度までは「鹿屋市新市まちづくり計画」)に基づき、施策別基本事業に沿った事務事業を実施している。

教育委員会では、この計画に基づき200項目程度の事務事業を実施しており、今回の評価では、このうち施策体系のなかで最も重要であると判断した8つの事務事業に限定して自己評価・外部委員会評価を実施した。

(p4「鹿屋市教育委員会事務事業体系」参照)

なお、今回の評価は、外部評価の実施を含めて法令改正後初めて行うものであり、また、今後の教育に関する行政評価のあり方の試金石となるよう実施することから、評価対象項目をできるだけ限定して行うものである。

今回の教育に関する行政評価のあり方を検証した上で、次年度の評価に反映させ、評価の精度を向上させていくこととしたい。

II 評価に関する取組の経緯

時 期	内 容
4 月 1 日	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正（H20.4.1 施行）
4 月 10 日	教育委員会調整会議にて各課長補佐に対し行政評価の検討指示
4 月 14～23 日	第 1～3 回教育行政評価各課打合せ
4 月 25 日	教育委員会調整会議にて行政評価検討事項の中間報告
5 月	自己評価実施
5 月中旬	教育行政評価項目等概要まとめ
6 月 6 日	6 月定例教育委員会にて行政評価概要説明
8 月	9 月補正予算へ計上
1 月 8 日	鹿屋市教育委員会行政評価実施要領及び鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要領制定
1 月 22 日	第 1 回外部評価委員会 事業概要、自己評価について審議
1 月 29 日	第 2 回外部評価委員会 評価報告書（案）について審議
2 月 10 日	2 月定例教育委員会による調整、報告書の検討
3 月	議会へ報告

Ⅲ 評価結果報告書

(評価対象 平成19年度分)

鹿屋市教育委員会事務事業体系

事務事業名

創造性と豊かな心を育むまちづくり

I 生涯学習社会の充実

1 生涯学習体制の充実

① 生涯学習推進事業

2 学校教育の充実

① 心の架け橋プロジェクト事業

3 社会教育の充実

① 家庭教育支援事業

II 市民文化の振興

1 伝統芸能の継承

① ふるさとの歴史・文化財紹介事業

III スポーツ活動の振興

1 スポーツ活動の推進

① 総合型地域スポーツクラブ活動事業

IV 教育改革の推進

1 学校給食制度改革

① 学校給食センター施設整備事業

2 学校規模適正化の推進

① 教育改革推進事業

3 学校施設耐震化の充実

① 小・中学校施設耐震化促進事業

事業名	生涯学習推進事業			所管課	社会教育課
事業費	予算額	3,770千円	決算額	3,510,809円	

(事業概要)

1 目的

市民の生涯にわたる学習活動の支援と啓発を図るため、市全体及び地区（中学校）レベルの推進体制の構築化を図る。

2 概要

生涯学習推進会議、幹事会、専門部会の開催…H19年度は開催なし

地区生涯学習推進協議会（14協議会）への事業委託

市民講座、出前講座の広報のためのパンフレット作成

鹿屋市生涯学習大会の開催

生涯学習に関する情報の収集と学習機会の提供

3 事業内容

○地区生涯学習推進活動研究事業委託 300千円×7地区=2,100千円

（花岡、高隈、大始良、高須、田崎、西原、鹿屋東）※H20年度から1地区270千円に減額

○鹿屋市生涯学習まちづくり出前講座 実施件数210件/受講者数のべ9,826人

・平成19年度のメニューは全31講座（H19.7から）

※出前講座実施に係る費用（旅費、時間外等）は、講座担当課で負担している。

○鹿屋市生涯学習大会

・平成20年2月17日（日）鹿屋市中央公民館、文化会館（展示発表のみ2/13～17の5日間）

来場者数1,246名…文化会館（2/17）538名 公民館（2/13～17）708名

・講演会講師 柳生 真吾氏 演題「自然の恵みと暮らす」～柳生真吾の八ヶ岳だより～

・舞台発表16団体、展示発表22団体、実演・特産品コーナー4団体

・表彰…社会教育功労者5名、優良社会教育関係団体4団体

（表彰関係経費は課内経費より支出）

○「生涯学習のすすめ」の作成 7.5円×44,000円=330,000円

・新市各館で開設される講座について、募集チラシを作成

4 反省及び評価点

・出前講座のメニュー追加や、統一した市生涯学習大会の開催等、合併後の体制づくりが図られた。

・地区生涯学習推進協議会について、未設立地区があるため、設立に向けて呼びかけていく必要がある

1 事業内容

施策名	I 生涯学習社会の充実
基本事業名	1 生涯学習体制の充実
事務事業名	① 生涯学習推進事業
目的	市民の生涯にわたる学習活動の支援と啓発を図るため、市全体及び地区（中学校区）レベルの生涯学習推進体制の構築化を図る。
効果	各地区の特性を生かした地域づくりや街づくりを推進できる。 市全体の生涯学習大会とすることにより、地区の特性を生かした地域づくり・街づくりに貢献するとともに、学習意欲の高揚につながる。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）	評価区分	判定	理由	
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A 市民生活・安全の最低保障に関わる喫緊の事業	A	市民生活の向上に必要である。
		B 喫緊ではないが、市民ニーズがある		
		C 市民ニーズや緊急性は低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A かなり有効な手段である（施策達成に先導的な事業）	B	妥当である。
		B 妥当である（ある程度、施策達成に貢献している）		
		C 妥当とはいえない（施策達成に貢献していない）		
	市（公共が）実施すべきか	A 市が実施しなければならない	A	根拠法令からも市が実施しなければならない。
		B 一部、民間で実施可能		
		C 民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	A 目標を達成している	B	
	B 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能			
	C かなり目標を下回っており、最終目標の達成も困難			
効率性	コストを削減する手法はないか	A 削除できない（対象、活動量の削減も不可）	A	市全体の取り組みであり、削除することは出来ない。
		B 対象、活動量の削減は可能だが、効果減を伴う懸念あり		
		C 効果を維持した上で、コスト削減の余地あり		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A 適切である（対象変更や負担見直しは不可能）	A	適切である。
		B 対象や負担の見直しの余地がある		
		C 該当しない		
総合評価 （事業の方向性）	判定： A 実施 理由等 生涯学習社会にふさわしい、本格的な学習基盤を形成し、地域特性を生かした魅力ある活力ある地域づくりを進める必要がある。			

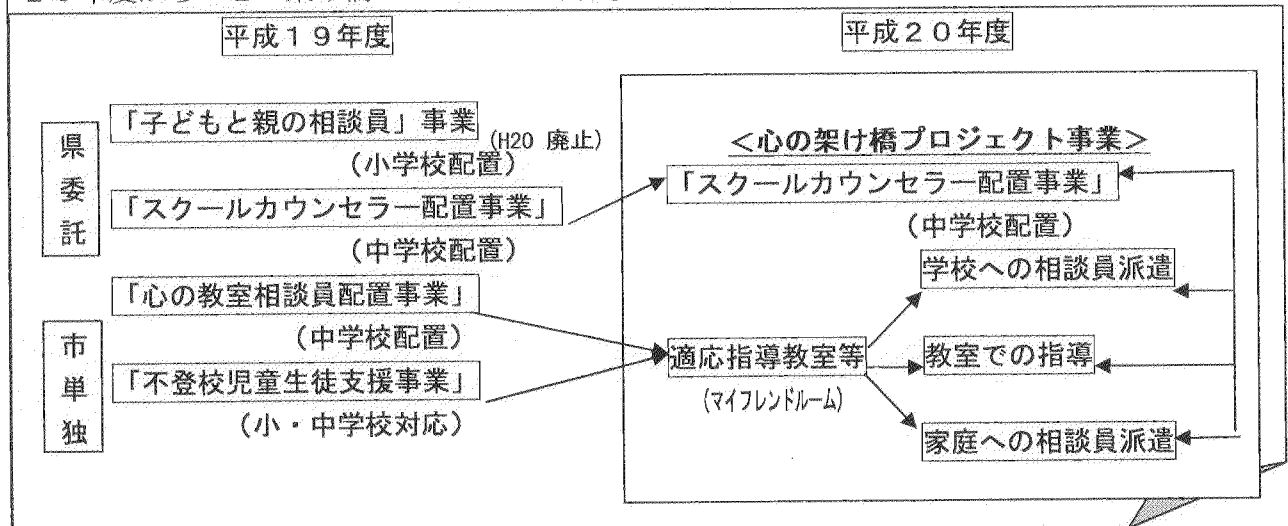
3 外部評価

外部委員の意見	<p>市民の生涯学習を推進する上で、公民館等の市民講座は大切な役割を担っており、本事業の評価は概ね妥当である。</p> <p>今後は、生涯学習講座の中で、次のステップに進むような講座の開設の検討や、希望者の多い講座（人気のある講座）は、同じ人が何講座も受講するのではなく、多くの市民が受講できるような方法を考えてもらいたい。</p>
---------	--

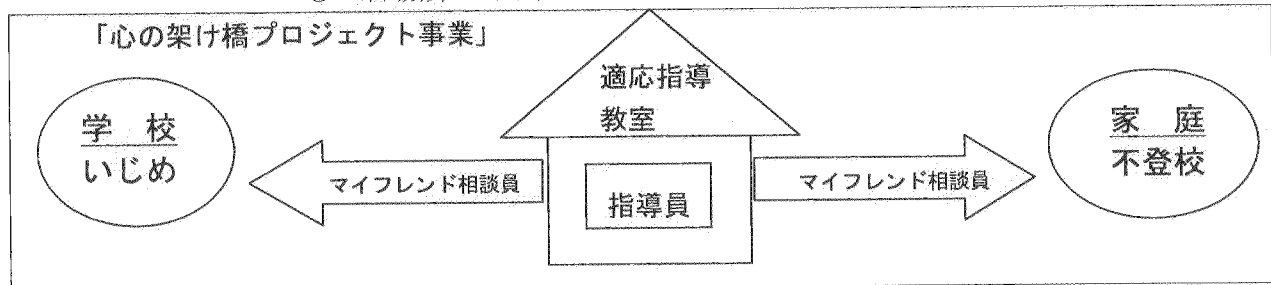
事業名	心の架け橋プロジェクト事業		所管課	学校教育課
事業費	予算額	11,120千円	決算額	9,826,806円

(事業概要)

不登校やいじめの解消をめざして、平成19年度の生徒指導関係4事業を整理・統合し、平成20年度から「心の架け橋プロジェクト事業」を開始。



《適応指導教室》※ 不登校の児童生徒に自立支援や学習指導を行い、学校復帰をめざす。(子どもの居場所づくり)



スクールカウンセラー配置事業

カウンセラーが中学校を訪問し、生徒や保護者、教職員に対して相談活動を行い、いじめや不登校の早期解消に取り組んだ。

平成19年度は、市内7中学校へカウンセラーを派遣し、生徒118件、保護者78件教職員156件の相談活動を実施した。

子どもと親の相談員配置事業

1名の相談員が西原小・西原台小で、相談活動を通していじめや不登校、問題行動等の未然防止に取り組んだ。

平成19年度は、不登校児童家庭への支援活動や45件の相談活動を実施した。

心の教室相談員配置事業

13名の指導員が、市内11中学校で、生徒の相談相手となって不安や悩みの解消や学習指導の支援に取り組んだ。

平成19年度は、3326件の相談活動(1校あたり302件)があり、保護者や教職員と連携しながら、生徒の健全育成に取り組んだ。

不登校児童生徒支援事業

7名の相談員が、不登校児童生徒の家庭を訪問し、当該児童生徒の相談相手となり、不安や悩みの解消に努めた。また、学校、保護者と連携しながら、学校復帰に向けた取り組みを行った。

平成19年度は、26名の不登校児童生徒を対象に家庭訪問を行い、3名が学校復帰を果たし、3名が高校へ進学することができた。

学
校
・
関
係
機
関
等

1 事業内容

施策名	I 生涯学習社会の充実
基本事業名	2 学校教育の充実
事務事業名	① 心の架け橋プロジェクト事業
目的	県委託事業の「スクールカウンセラー配置事業」を架け橋 1、「不登校児童生徒支援事業」「心の教室相談員配置事業」を統合し、「適応教室」の実施や相談員派遣を架け橋 2とし、相談員やスクールカウンセラー等を有効に派遣・活用することにより、不登校児童生徒の減少や問題傾向のある児童生徒の改善・解消を図る。
効果	不登校児童生徒の減少や問題傾向のある児童生徒の解消に効果を上げている。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評価区分	判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A 市民生活・安全の最低保障に関わる喫緊の事業	A	いじめ・不登校等の問題行動に対するために、子どもや親、学校を支援する体制は不可欠である。
		B 喫緊ではないが、市民ニーズがある		
		C 市民ニーズや緊急性は低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A かなり有効な手段である（施策達成に先導的な事業）	A	相談員等の対応により、問題行動の解決につながったり、自殺等の未然防止につながっている。
		B 妥当である（ある程度、施策達成に貢献している）		
		C 妥当とはいえない（施策達成に貢献していない）		
	市（公共が）実施すべきか	A 市が実施しなければならない	B	民間でも行われているが、公教育を担う立場から必要であり、学校も支援を必要としている。
		B 一部、民間で実施可能		
		C 民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	A 目標を達成している	B	全ての不登校児童生徒に対応できないが、かなりの効果を出している。
		B 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C かなり目標を下回っており、最終目標の達成も困難		
効率性	コストを削減する手法はないか	A 削除できない（対象、活動量の削減も不可）	A	相談活動の充実を図っていくためには、ボランティア等では難しい。
		B 対象、活動量の削減は可能だが、効果減を伴う懸念あり		
		C 効果を維持した上で、コスト削減の余地あり		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A 適切である（対象変更や負担見直しは不可能）	A	義務教育の目的を達成するためには、個人に帰属するもの以外は無料が妥当である。
		B 対象や負担の見直しの余地がある		
		C 該当しない		
総合評価（事業の方向性）		判定： A 実施 理由等	公教育の喫緊の課題であるいじめや不登校の解消等について、本事業は多大な成果をあげており、様々な問題のある児童生徒にとって有意義な支援事業となっている。	

3 外部評価

外部委員の意見	生徒指導上の問題とりわけ、いじめ・不登校問題は学校教育が直面している大きな課題であり、国・県をはじめ本市教育行政の積極的かつ迅速な対応が求められている。このような社会的要請や本市の現状等を踏まえた不登校解消のための諸事業の意義は大きい。平成20年度県委託事業、市単独事業を統合した本事業は、不登校の児童生徒の解消や問題行動の解消にとって重要な役割を果たすとともに、その推進事業の評価としては概ね妥当であると考えている。今後も一層、すべての不登校児童生徒への積極的な対応をお願いしたい。
---------	--

事業名	家庭教育支援事業			所管課	社会教育課
事業費	予算額	2,856千円	決算額	1,965,058円	

(事業概要)

1 目的

家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図る。

(・家庭教育学級 ・子育て講座 ・家庭教育講演会 等)

2 事業内容

・家庭教育学級

小学校：19学級 中学校：4学級 幼稚園：2学級 保育園：0学級

外部講師による学習・・・53回

・子育て講座

就学前子育て講座（鹿屋地域小学校 20校実施、参加者 806人）

思春期子育て講座（鹿屋地域中学校 8校実施、参加者 490人）

中高生を対象とした子育て理解講座（エンゼル・白崎保育園、参加者 26人）

・家庭教育講演会（8月と1月に開催） PTA・学校関係者・一般市民対象

矢崎節夫氏（金子みすゞ記念館館長）942人参加

井上豊久氏（福岡教育大教授）1,014人参加 フォーラム父かえる・市P研究大会と同時開催

・家庭教育ガイドの作成 9,000部 単価 28円

3 反省及び評価点

- ・学級が開設できない学校がある。
- ・学習の内容が趣味的な内容に偏る傾向がある。
- ・思春期子育て講座において、参加者が少ない。
- ・子育て理解講座を半日から2日間にした。（内容の充実を図った。）

1 事業内容

施策名	I 生涯学習社会の充実
基本事業名	3 社会教育の充実
事務事業名	① 家庭教育支援事業
目的	家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図る。
効果	幼稚園から小・中学校、高校までの保護者を対象にした講演会を実施することで、家庭教育の充実が図られている。 家庭教育ガイドを作成し、保護者に対して子育てを見直す機会や今後の子育てのヒントとなる情報を提供できた。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評価区分	判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A 市民生活・安全の最低保障に関わる喫緊の事業	A	家庭教育力の向上は、現代の課題となっており市民にとって必要である。
		B 喫緊ではないが、市民ニーズがある		
		C 市民ニーズや緊急性は低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A かなり有効な手段である（施策達成に先導的な事業）	B	妥当である。
		B 妥当である（ある程度、施策達成に貢献している）		
		C 妥当とはいえない（施策達成に貢献していない）		
	市（公共が）実施すべきか	A 市が実施しなければならない	A	根拠法令からも市が実施しなければならない。
		B 一部、民間で実施可能		
		C 民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	A 目標を達成している	B	具体的な数値としては表されない。参加者のアンケート等からは好評を得ている。
		B 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C かなり目標を下回っており、最終目標の達成も困難		
効率性	コストを削減する手法はないか	A 削除できない（対象、活動量の削減も不可）	A	さまざまな家庭教育についての学習機会を提供するために削除することはできない。
		B 対象、活動量の削減は可能だが、効果減を伴う懸念あり		
		C 効果を維持した上で、コスト削減の余地あり		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A 適切である（対象変更や負担見直しは不可能）	A	適切である。
		B 対象や負担の見直しの余地がある		
		C 該当しない		
総合評価（事業の方向性）		判定： A 実施 理由等	子どもの成長を助け社会参加を促す家庭教育や、親が家庭教育に関する学習をしていくことを支援していく事業は、現代社会にあっては特に重要な意味を持つ事業の一つであり、継続していく必要がある。	

3 外部評価

外部委員の意見	<p>家庭の教育力の向上は大きな課題の一つであり、本事業の評価は概ね妥当である。</p> <p>今後は、家庭教育学級に参加者を増やすために、県内の家庭教育学級の事例、講師名が載った本を各学校で活用したら、魅力ある家庭教育学級の運営が出来るのではないかと考える。また、運営に携わる人の研修、組織作りも必要ではないか。</p>
---------	---

事業名	ふるさとの歴史・文化財紹介事業		所管課	文化課
事業費	予算額	3,248千円	決算額	2,635,434円

(事業概要)

1 目的

郷土の恵まれた自然の中に生きづく歴史資料・文化財の展示や、公開を実施し、広く市民の理解と関心を深め文化財愛護思想の高揚を図る。

2 事業内容

(1) 文化財ウォッチング

鹿屋市内の児童(小学校4~6年生)を対象に3日間にわたり実施。1日目は、室内で粘土で土器づくりを行い、乾燥させる。2日目は、鹿屋市花岡町の鶴羽城山公園内にて作成した土器の野焼き、滑石を利用して勾玉づくり、文化財見学等を行う。3日目は、野焼きした土器の取り出しを行い、参加児童の感想文を作成してもらい終了する。

19年度実施日 7月24日 於)リナシティ鹿屋 8月8・9日 於)鶴羽城山公園

参加人員 28名

(2) 文化財少年団

旧吾平町・輝北町の児童(小学校5~6年生)を対象に上野原縄文の森での体験活動を実施。午前中に縄文の森展示館・県立埋蔵文化財センター等の施設見学を行い、午後から勾玉づくり等の体験学習を実施した。実施日8月23日 参加人員12名

(3) 史跡めぐり

旧串良町の児童(小学校4~6年生)を対象に実施。細山田校区内の史跡めぐりのサイクリング・田の神さあめぐりの2事業を実施した。

史跡めぐりサイクリング 実施日 6月16日 参加人員 30名

田の神さあめぐり 実施日 7月27日 参加人員 25名

(4) 火興し競争

鹿屋市夏祭り実行委員会鹿屋市夏祭り前夜祭事業として市内小中学生とその保護者を対象に実施。昔ながらのまいぎり法によりタイムレースを行い、1位のチームの火が夏祭りのかがり火となる。

実施日 8月25日 参加人員 41名(8チーム) 観客 80名程度

(5) 移動考古展

鹿屋市内から出土した考古資料の展示。19年度はきほく祭りにあわせて、歴史民俗資料館に「鹿屋の古墳時代」のテーマで展示を実施した。また、リナシティ鹿屋で実施した高校生ミュージカル「ヒメとヒコ」にタイアップし、大隅半島の出土品と奄美の出土品を展示し、当日解説を行った。

・きほく祭り 実施日 11月3日 300名

・「ヒメとヒコ」 実施日 2月16・17日 635名

1 事業内容

施策名	II 市民文化の振興
基本事業名	1 伝統芸能の継承
事務事業名	① ふるさとの歴史・文化財紹介事業
目的	郷土の恵まれた自然の中に生きづく歴史資料についての文化財展示や、公開を実施し、広く市民の理解と関心を深め文化財愛護思想の高揚を図る。
効果	ふるさとの歴史や文化財を広く市民に紹介することにより、市民の文化財に対する愛護思想が高まり、理解と関心が深められる。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活・安全の最低保障に関わる喫緊の事業	A	市民の文化財への理解と関心を深め、文化財愛護思想の高揚のために必要である。
		B	喫緊ではないが、市民ニーズがある		
		C	市民ニーズや緊急性は低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	かなり有効な手段である（施策達成に先導的な事業）	A	文化財の体験学習等により、広く市民の理解と関心を深めることに有効である。
		B	妥当である（ある程度、施策達成に貢献している）		
		C	妥当とはいえない（施策達成に貢献していない）		
	市（公共が）実施すべきか	A	市が実施しなければならない	A	
		B	一部、民間で実施可能		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	A	目標を達成している	A	体験学習への参加者も増加している。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標の達成も困難		
効率性	コストを削減する手法はないか	A	削除できない（対象、活動量の削減も不可）	A	現在最低限の予算で実施している。
		B	対象、活動量の削減は可能だが、効果減を伴う懸念あり		
		C	効果を維持した上で、コスト削減の余地あり		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担見直しは不可能）	A	広く市民を対象に実施している。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	該当しない		
総合評価（事業の方向性）		判定： A 実施 理由等			
		次代を担う子ども達の文化財愛護思想の高揚、市民への文化財の展示・公開の実施により理解と関心を深めるために今後とも継続して実施していきべき			

3 外部評価

外部委員の意見	郷土の恵まれた自然の中に生きづく歴史資料や文化財を広く市民に紹介し、理解と関心を深め、文化財愛護思想の高揚を図ることは重要なことであり、事業の内容及び評価としては概ね妥当であると考えます。 今後も、市内の地域文化の交流を促進するとともに、地域の文化資源、大事なものを次世代に継承していくことを基本コンセプトにおいて事業を推進していただきたい。
---------	--

事業名	総合型地域スポーツクラブ活動事業（鹿屋）		所管課	市民スポーツ課
事業費	予算額	5,500千円	決算額	5,500,000円

（事業概要）

1. 総合型地域スポーツクラブ設立の背景

国は、スポーツ振興法の規定に基づき策定したスポーツ振興基本計画のなかで、生涯スポーツ社会の実現のため、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50パーセントとなることを目指すという政策目標を掲げている。

この目標達成の施策として、2010年までに、全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成するとしている。

2. 本市での総合型地域スポーツクラブ育成への取り組み

本市は、国のスポーツ振興基本計画に基づき、平成11年度から県内の自治体に先がけ、総合型地域スポーツクラブの育成に取り組み、「かのや・健康スポーツクラブ」を設立した。

3. 総合型地域スポーツクラブ活動事業（鹿屋） 平成11年度～

（1）目的

市民の誰もがいつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現に向け、「NPO法人かのや健康・スポーツクラブ」へ補助を行い、各種スポーツ教室や種目別スポーツ活動事業、各種スポーツ大会事業、スポーツ指導者等の養成事業を推進する。

（2）補助対象事業内容（平成19年度）

①各種スポーツ教室や種目別スポーツ活動事業

ソフトエアロビクス、テニス、バドミントン、ウォーキングなど20種目34コース

②各種スポーツ大会事業

各種サークル交流大会、サンロードウォークなど4事業

③スポーツ指導者等の養成事業

救命救急講習会 以上1事業

（3）補助額（平成19年度） 単位：千円

予算	決算
5,500	5,500

4. NPO法人かのや・健康スポーツクラブ

（1）会員数（平成20年3月31現在）

	男	女	計
会員数（人）	1,861	1,692	3,553

（2）事業費（平成19年度） 単位：千円

予算	決算
26,196	25,200

5. 県内の総合型地域スポーツクラブ育成状況（平成20年7月1日現在）

	創設済	創設準備中	計
市町村数(46)	20	6	24(重複除く)
クラブ数	37	8	45

※市町村設置率 創設済 43.5%（創設準備中を含めると52.2%）

1 事業内容

施策名	Ⅲ スポーツ活動の振興
基本事業名	1 スポーツ活動の推進
事務事業名	① 総合型地域スポーツクラブ活動事業
目的	市民の誰もがいつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブと一体的に、スポーツ教室や種目別のスポーツ活動、各種スポーツ大会の開催、スポーツ指導者の養成などの事業を推進する。
効果	スポーツへの参加機会の増加により、充実した暮らしや生きがいづくりの場が創出されるとともに、スポーツを通じたふれあいの場の拡大や市民の健康の保持増進や体力の維持向上が図られる。

2 自己評価

評価項目 (評価の視点)	評価区分	判定	理由	
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A 市民生活・安全の最低保障に関わる喫緊の事業	B	本事業は生涯スポーツ振興策の柱としての位置づけであり、生涯スポーツ社会実現のために必要不可欠である。
		B 喫緊ではないが、市民ニーズがある		
		C 市民ニーズや緊急性は低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A かなり有効な手段である (施策達成に先導的な事業)	A	スポーツクラブの自主的な運営がなされており、地域住民のニーズにあった事業が展開されている。
		B 妥当である (ある程度、施策達成に貢献している)		
		C 妥当とはいえない (施策達成に貢献していない)		
	市 (公共が) 実施すべきか	A 市が実施しなければならない	A	スポーツ振興基本計画に定められた、国及び地方公共団体の重要な責務である。
		B 一部、民間で実施可能		
		C 民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか (目標達成度)	A 目標を達成している	B	ここ2、3年会員数が横ばい傾向であるが、今後、事業の充実と拡大を図る。
	B 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能			
	C かなり目標を下回っており、最終目標の達成も困難			
効率性	コストを削減する手法はないか	A 削除できない (対象、活動量の削減も不可)	B	事業内容や歳出見直し等への対策に取り組むことにより、コスト削減の可能性はある。
		B 対象、活動量の削減は可能だが、効果減を伴う懸念あり		
		C 効果を維持した上で、コスト削減の余地あり		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A 適切である (対象変更や負担見直しは不可能)	B	補助額、補助率ともに削減している。
		B 対象や負担の見直しの余地がある		
		C 該当しない		
総合評価 (事業の方向性)	判定: A 実施理由等 国は、スポーツ振興法の規定に基づくスポーツ振興基本計画のなかで、総合型地域スポーツクラブを育成することを掲げ、生涯スポーツ社会の実現を目指すこととしている。 今後、活動内容や補助金の見直しを進めながら、指定管理受託や会費見直しなど自主財源確保対策等について指導し、クラブの育成強化に努める。			

3 外部評価

外部委員の意見	総合型地域スポーツクラブは、身近な地域で気軽にスポーツに親しめるよう、老若男女・様々なレベルの愛好者が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、このクラブ育成は、法に基づくスポーツ振興基本計画において、生涯スポーツ社会実現の政策目標としていることから妥当である。 「いつでも、どこでも、だれでも」を基本コンセプトに更なる会員拡大に努められたい。
---------	---

事業名	教育改革推進事業（学校給食センター整備事業）		所管課	教育総務課
事業費	予算額	50千円	決算額	10,243円

（事業概要）

平成19年度 「学校給食制度改革推進方針」の議決
「鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画（素案）」の作成
上記素案のパブリックコメント（意見公募手続）実施の意思決定

1 計画策定の理由

本市の学校給食は、合併前の状況を引き継ぎ、鹿屋地区が単独校調理場方式、輝北・串良・吾平地区が共同調理場方式で実施しています。

これまで、国からの運営合理化に関する指導や強化された衛生管理基準への対応として、各種の取り組みを行ってきたところですが、児童生徒の減少や小規模校の進展があるなかで、施設の老朽化、衛生管理基準への対応、食の安全、食に関する教育の充実、給食コストの適正化、行財政改革の一環として取り組むため、新たな共同調理場の整備を中心とした学校給食制度改革を確実に、かつ速やかに推進し、実効性を高めるために策定するものです。

2 平成19年度の取り組み

- H19.6月 教育改革推進の基本的な考え方の決定
（学校給食制度改革、学校規模適正化、学校施設耐震化）
教育改革調整会議の設置
- 6～8月 教育改革調整会議で事業計画（箇所数、場所、財源対策等）の検討・協議
- 10月 定例教育委員会で候補地の調査結果報告
- H20.2月 定例教育委員会で整備方針、事業計画、推進方針(案)、実施計画（素案）、当面のスケジュールについて報告
- 3月 学校給食制度改革推進方針の議決
実施計画(素案)のパブリックコメント(意見公募手続)実施の意思決定

3 推進方針の主なポイント

本市の学校給食に係る課題を早急に解決し、学校給食の更なる充実の具現化に向けた取り組みと併せて、本市の行財政改革の一環として学校給食制度改革を推進する。

- ① 基本方針
- ・ 新たな共同調理場を整備し、旧鹿屋地区及び旧3町の調理業務を統合する。
 - ・ 新たな共同調理場の調理・配送業務は、外部委託の導入を検討する。
- ② 実施計画等
- ・ 新たな共同調理場の具体的な内容を示した実施計画の策定を早急に行うとともに、建設基本構想等も併せて策定する。
 - ・ 実施計画のパブリックコメント（意見公募手続）等を実施する。

4 実施計画の主なポイント

本市は、学校給食法が求める目標達成に加え、公立の幼稚園から中学校までの子どもを対象に、安全・安心でおいしい学校給食を実施し、食生活の基礎・基本を身につけた心身ともにたくましく元気な子どもの育成を目指すために、次の推進方策を進める。

- ① 安定した学校給食の推進
- ② 安全・安心でおいしい学校給食の推進
- ③ 食育のさらなる充実の推進
- ④ 効率的な運営の推進

1 事業内容

施策名	IV 教育改革の推進
基本事業名	1 学校給食制度改革
事務事業名	① 学校給食センター施設整備事業
目的	旧鹿屋市の単独調理場28箇所と旧3町の共同調理場3箇所の調理業務を統合し、安心・安全な学校給食の提供に資するため、学校給食衛生管理の基準に適合した施設を整備するもの。
効果	給食センターを整備することにより、衛生管理基準への適合や安心・安全な学校給食の提供につながる。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評価区分	判定	理由
目的妥当性	必要性・緊急性は高いか	A 市民生活・安全の最低保障に関わる喫緊の事業	A	本市の学校給食施設は文科省が定めた「学校給食衛生管理の基準」をほとんど満たしていないため、早急に対応する必要がある。
		B 喫緊ではないが、市民ニーズがある		
		C 市民ニーズや緊急性は低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A かなり有効な手段である（施策達成に先導的な事業）	A	合併後、28箇所の単独校調理場と3箇所の共同調理場ともに老朽化が進んでおり、早急かつ一体的に衛生管理の基準等への対応を図ることが可能。
		B 妥当である（ある程度、施策達成に貢献している）		
		C 妥当とはいえない（施策達成に貢献していない）		
	市（公共が）実施すべきか	A 市が実施しなければならない	A	学校給食は、市の責任において実施していることから、市が行う必要がある。
		B 一部、民間で実施可能		
		C 民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	A 目標を達成している	B	内部調整等が遅れているが、スケジュール調整を間違えば、目標達成時期がずれ込む可能性がある。
		B 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C かなり目標を下回っており、最終目標の達成も困難		
効率性	コストを削減する手法はないか	A 削除できない（対象、活動量の削減も不可）	A	本市の財政状況を鑑み、2箇所整備することとしている。
		B 対象、活動量の削減は可能だが、効果減を伴う懸念あり		
		C 効果を維持した上で、コスト削減の余地あり		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A 適切である（対象変更や負担見直しは不可能）	A	公立の幼稚園、小中学校の児童生徒等を対象とした学校給食であり、市が責任を持って実施しているため。
		B 対象や負担の見直しの余地がある		
		C 該当しない		
総合評価（事業の方向性）		判定： A 実施 理由等 「安心・安全な学校給食」を目指すためには、現在の施設の老朽化等や学校給食衛生管理の基準を解決する必要があることから、実施すべきである。		

3 外部評価

外部委員の意見	<p>現在本市で稼働している学校給食施設のほとんどは老朽化が進んでおり、建替え時期にきていること。また、学校給食衛生管理の基準への適応状況に問題があることや児童生徒が減少する傾向にあり、調理コストの適正化を図る必要があるなど、多くの課題に早急に対応するための計画策定であり概ね妥当である。</p> <p>今後とも、子ども達に安心安全な給食を実施出来るような努力をして欲しい。</p>
---------	---

事業名	教育改革推進事業（学校規模適正化）		所管課	教育総務課
事業費	予算額	911千円	決算額	509,768円

（事業概要）

学校規模適正化(学校再編)の推進

- ・市全体の学校規模適正化(基本方針策定に向けた取り組み)
- ・輝北地区の学校規模適正化(実施計画書策定に向けた取り組み)

1 推進理由

社会情勢の変化や児童生徒数の減少などを背景とした本市教育の諸課題に適切に対応し、地域の特性やニーズを踏まえ、長期的、全市的な観点から学校規模の適正化を図り、併せて、本市教育の充実・振興が図られるよう教育環境の整備や学校の活性化などを推進するもの。

〔輝北地区〕

合併前(昭和48年)からの取組経緯や地域協議会での意見等を踏まえ、早急な取り組みが必要な地区

2 基本的事項

日付	区分	内容
H19. 6. 1	教育委員会事務局 教育長決裁	学校再編の考え方、進め方（内部決定）
6. 6	定例教育委員会	「学校規模適正化(学校再編)に関する暫定基本方針」を議決
10. 3	学校規模適正化検討委員会設置要綱施行	委員20人(学校、PTA等、町内会、経済団体、高齢者団体、学識経験者など) 学校PTA等関係者9人、町内会関係者4人、経済団体関係者1人、 高齢者団体関係者1人、学識関係者2人、その他3人
10. 29	学校規模適正化地区懇話会設置要領施行	委員25人(学校、PTA、町内会、学識経験者など) 学校PTA等関係者11人、町内会関係者4人、 学識関係者6人、その他4人

3 平成19年度の取り組み

市全体 →学校規模適正化検討委員会 3回(11/22、1/29、2/19)

輝北地区→意見交換会2回(8/27、11/16)、地区内単P会長会1回(11/13)

地区懇話会3回(1/22、2/8、3/19)

1 事業内容

施策名	IV 教育改革の推進
基本事業名	2 学校規模適正化の推進
事務事業名	① 教育改革推進事業
目的	教育の充実・振興が図られるよう教育環境整備や学校活性化推進のため、長期的、全市的観点から学校規模の適正化を図る。
効果	①国の基準にある適正規模校に近づけることにより、教育環境整備、教育の充実や振興、学校の活性化が図られる。 ②学校規模適正化（統廃合）により、学校施設整備等の経費削減が図られる。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）	評価区分	判定	理由	
目的妥当性	必要性・緊急性は高いか	A 市民生活・安全の最低保障に関わる喫緊の事業	A	児童生徒数の減少などを背景とした本市教育の諸課題に適切に対応し、地域の特性やニーズを踏まえ長期的、全市的な観点から学校規模の適正化を図り教育環境整備や学校活性化等推進する。
		B 喫緊ではないが、市民ニーズがある		
		C 市民ニーズや緊急性は低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A かなり有効な手段である（施策達成に先導的な事業）	A	学校関係者、学識経験者、町内会関係者などからなる「学校規模適正化検討委員会」を設置し、適正配置、適正規模の在り方について意見提言を頂き「鹿屋市学校規模適正化基本方針」を策定。H20.9
		B 妥当である（ある程度、施策達成に貢献している）		
		C 妥当とはいえない（施策達成に貢献していない）		
	市（公共が）実施すべきか	A 市が実施しなければならない	A	鹿屋市立小学校及び中学校が対象となるため。（義務教育）
		B 一部、民間で実施可能		
		C 民営化、民間実施が可能である		
有効性	A 目標を達成している	B	「鹿屋市学校規模適正化基本方針案」を策定中。輝北地区においては、地区懇話会を設置し「輝北地区学校規模適正化実施計画案」を策定。H20.5	
	B 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能			
	C かなり目標を下回っており、最終目標の達成も困難			
効率性	A 削除できない（対象、活動量の削減も不可）	A	学校関係者や保護者、地域の方と協働して「良好な教育環境のために」という共通視点で学校規模適正化について協議をして行く上で地区懇話会や推進委員会等の位置づけは避けられない。	
	B 対象、活動量の削減は可能だが、効果減を伴う懸念あり			
	C 効果を維持した上で、コスト削減の余地あり			
公平性	A 適切である（対象変更や負担見直しは不可能）	A	複式学級のある地区を重点に、地域住民の意向を十分に踏まえ、地区懇話会を設置する。	
	B 対象や負担の見直しの余地がある			
	C 該当しない			
総合評価（事業の方向性）	判定： A 実施 理由等 鹿屋市学校規模適正化基本方針案については、平成20年度において方針確定及び地区懇話会の設置予定。輝北地区においては、平成20年度にて実施計画策定。学校統合準備専門部会を設置予定。（新学校スタート目標は、平成23年4月）第1期計画案として、32校を24校とする。			

3 外部評価

外部委員の意見	社会情勢の変化や児童生徒数の減少などを背景とした本市教育の諸課題に適切に対応し、地域の特性やニーズを踏まえ、長期的、全市的な観点から学校規模の適正化を図り、併せて、本市教育の充実・振興が図られるよう教育環境の整備や学校の活性化などの推進を目的としたものであり概ね妥当である。 学校統廃合は非常に難しい問題であるので、大事なことではあるが慎重に進めて欲しい。
---------	---

事業名	小・中学校施設耐震化促進事業			所管課	教育総務課
事業費	予算額	12,865千円	決算額	11,424,000円	

(事業概要)

平成19年度 「鹿屋市学校施設耐震化促進計画」の策定

1 計画策定の理由

学校施設については、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地震発生時においては、児童生徒等の安全確保や地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

しかしながら耐震性が確保されている施設は、平成19年4月1日現在、公立小中学校施設で58.6% (全国) 鹿児島県49.9%本市で44.1%にとどまっている。

このことから、国は、学校施設の耐震化を一定の目標を掲げて計画的に推進していくため「公立学校施設耐震化推進計画」を策定し、公立学校施設の耐震化及び教育環境の充実を促進する方針を打ち出した。更に平成20年度からの耐震化補助交付金申請時に学校施設耐震化促進計画の添付を義務付けた。

2 本市の取り組み

本市も教育改革における学校規模適正化、学校給食制度改革との整合・連携を図りながら児童、生徒等の安心安全な教育環境整備の充実を目的に学校施設耐震化促進計画を策定した。

H19. 8月 旧3町の耐力度簡略調査実施 (旧鹿屋市域はH14に終了)

9月 耐力度簡略調査に基づき学校施設整備計画案を作成

10月 耐震化促進計画策定のための庁内会議2回実施

H20. 3月 「鹿屋市学校施設耐震化促進計画」策定

3 計画の主なポイント

- ① 国に併せ全面建替え方式から耐震補強改修工事方式へ転換を図り、昭和56年以前の建物で、耐震性のない建物全てについて、緊急性の高い建物から、耐震診断を行い耐震改修工事により早急な耐震化の促進を図る。(H20.4.1現在)

学校施設	全棟数	S57以降	S56以前	耐震化済	耐震化必要	耐震化率
小中学校	213	86	127	10	117	45.1%
幼稚園	1		1		1	0.0%
女子高校	16	5	11		11	31.3%
看護学校	2	1	1	1		100%
計	232	92	140	11	129	44.4%

- ② 計画スケジュールは平成20年度から29年度の10年間とする。

- ③ 避難所となっている体育館等を優先的に耐震化する。

- ④ 統廃合計画のある学校は統廃合の答申後へ先送りし無駄な経費の削減に努める。など

4 耐震化スケジュール (H20.8月「促進計画」見直し後)

耐震診断	: 平成20年度～平成25年度 (6年間)	113棟
実施設計	: 平成21年度～平成26年度 (6年間)	114棟
耐震補強改修工事	: 平成22年度～平成27年度 (6年間)	116棟

輝北地区の学校再編で廃校となる学校の建物13校は除く。

1 事業内容

施策名	IV 教育改革の推進
基本事業名	3 学校施設耐震化の充実
事務事業名	① 小・中学校施設耐震化促進事業
目的	学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地震等の発生時には、児童・生徒の安全確保や地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、校舎等の耐震性の向上を図り、児童・生徒の安心・安全な教育環境整備に資するもの。
効果	耐震補強工事を実施することにより、児童や教諭等が安心して学校生活に専念できる。平成20年度から簡易な修繕工事を含めた耐震性の低い建物から順次整備する。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評価区分	判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A 市民生活・安全の最低保障に関わる喫緊の事業	A	児童・生徒が一日の大半を過ごす学校施設の安全性を保持することは喫緊の業務であり、緊急・必要性は高い。
		B 喫緊ではないが、市民ニーズがある		
		C 市民ニーズや緊急性は低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A かなり有効な手段である（施策達成に先導的な事業）	A	文科省の補助並びに義務教債の効率的活用により、手段としては妥当。
		B 妥当である（ある程度、施策達成に貢献している）		
		C 妥当とはいえない（施策達成に貢献していない）		
	市（公共が）実施すべきか	A 市が実施しなければならない	A	市が所有する施設であり、実施すべきである。
		B 一部、民間で実施可能		
		C 民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	A 目標を達成している	B	耐震化率の向上を目指して努力中である。
		B 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C かなり目標を下回っており、最終目標の達成も困難		
効率性	コストを削減する手法はないか	A 削除できない（対象、活動量の削減も不可）	A	以前の校舎改築からすると、耐震補強工事並びに軽微な維持補修経費で耐久年数の延長を図ることができ、手法として効率的である。
		B 対象、活動量の削減は可能だが、効果減を伴う懸念あり		
		C 効果を維持した上で、コスト削減の余地あり		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A 適切である（対象変更や負担見直しは不可能）	A	適切である。
		B 対象や負担の見直しの余地がある		
		C 該当しない		
総合評価（事業の方向性）		判定： A 実施 理由等		
平成19年度に、H20～H29年度を計画期間とした耐震化促進計画を策定したもので、現在協議中の学校再編の動向を見極めながら、優先順位と児童・生徒の安心な学校建物での学習環境の整備を実施するものであり、有効な事業である。				

3 外部評価

外部委員の意見	鹿屋市耐震化促進計画は、10年間で新耐震化基準以前（S56年以前）の建物129棟について耐震化を図ることとし、耐震診断等で校舎等の実態を充分把握し、安心安全が早急に確保できるよう見直しを行いながら事業推進を図るとしたものであり、概ね妥当であると判断する。
---------	---

IV 資 料

1 鹿屋市教育委員会行政評価実施要領

鹿屋市教育委員会行政評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「鹿屋市教育委員会の行政組織に関する規則」(平成18年規則)第10条17号に基づき、鹿屋市教育委員会が行う施策及び事務事業の効率的・効果的な行政運営を図るために実施する行政評価について、必要な事項を定めるものとする。

(行政評価の目的)

第2条 教育委員会における行政評価は、施策及び事務事業の目的と目標を明確にし、分析を行うことにより、次に掲げる事項の実現を目的として実施する。

- (1) 施策及び事務事業を実施するにあたり成果を重視した行政運営を行うこと。
- (2) 施策及び事務事業の成果を検証し、改善を行うこと。
- (3) 市民への説明責任の向上と行政運営の透明性を図ること。
- (4) 職員が市民の視点で考え、目的意識やコスト意識をもって職務を遂行する職場風土を醸成し、職員の政策形成能力の向上を図ること。
- (5) 行政資源配分の現状を把握し、適正化への活用を図ること。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、鹿屋市総合計画に掲げられた施策及び事務事業のうち、教育委員会が所管する施策及び当該具体施策を構成する事務事業とする。

(行政評価の種類)

第4条 行政評価の種類は、次のとおりとする。

- (1) 施策評価 具体施策を効率的・効果的に実施するために具体施策の目的と目標を明確にし、評価を行うことで、事務事業の選択及び優先順位付けを行うことをいう。
- (2) 事務事業評価 事務事業の目的と目標を明確にし、成果を検証し、改善を行うことで、計画及び予算に反映させることをいう。

(施策評価の手順)

第5条 施策評価は、課長級の職員が作成する施策評価シート(別記様式第1号)により部長級の職員が行う。この場合において、次条で定める事務事業評価を実施した上で行う。

(事務事業評価の手順)

第6条 事務事業評価は、係長級の職員が作成する事務事業評価シート(別記様式第2号)により課長級の職員が総合評価・具体施策内優先度を評価することによって行う。

(評価の検討)

第7条 政策・事務事業の調整は、施策評価シート及び事務事業評価シートを基に、施策及び事務事業の評価内容に関し教育委員会調整会議で検討(以下「一次評価」という。)を行う。

2 一次評価の内容は、外部委員の評価に付した後、教育委員会で最終検討を行う。

(評価結果の公表)

第8条 行政評価の結果については、議会に提出するとともに市民に公表する。

(庶務)

第9条 行政評価の実施に係る庶務は、教育総務課管理係において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月8日から施行する。ただし、第4条第1項に係る部分は、平成21年4月1日から施行する。

2 鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要領

鹿屋市教育委員会外部評価委員会設置要領

(設置)

第1条 鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する行政評価の客観性と透明性を確保するとともに、簡素で効率的な教育行政運営の推進について、外部の意見を求めるため、鹿屋市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が実施した政策・事務事業について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告すること。
- (2) 教育委員会所管の行政評価システムの構築及び運営について必要な事項を審議し、教育委員会に意見を述べること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、教育行政の運営、行政評価について優れた見識を有する者の中から、鹿屋市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する5人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、委員会の進行をつかさどり、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 委員会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課が所掌する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年1月8日から施行する。